

磐田市子育てのための施設等利用給付認定等に関する規則の一部を改正する
規則

磐田市子育てのための施設等利用給付認定等に関する規則（令和２年磐田市規則第５号）の一部を次のように改正する。

様式第１４号中「２５，７００円」を「２８，０００円」に改める。

様式第１５号中「３７，０００円」を「４０，３００円」に、「４２，０００円」を「４５，７００円」に、「３７，０００（４２，０００）円」を「４０，３００（４５，７００）円」に改める。

様式第１６号中「４５０」を「４９０」に、「１１，３００円」を「１２，３００円」に、「１６，３００円」を「１７，７００円」に改める。

様式第１８号中「４５０円」を「４９０円」に改める。

様式第２１号中「３７，０００円」を「４０，３００円」に、「４２，０００円」を「４５，７００円」に、「３７，０００（４２，０００）円」を「４０，３００（４５，７００）円」に改める。

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。